

LPガス部会会員各位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
LPガス部会会長 渡口彦則 (公印省略)

長期使用製品安全点検制度に係る特定保守製品の所有者登録促進について
(ご協力願ひ)

標記点検制度につきまして、経済産業省製品安全課より全L協を通じ一層の定着に向けた要請並びに(一社)日本ガス石油機器工業会より本制度に指定された特定保守製品の所有者登録促進の協力要請がありました。これを受けて、当LPガス部会においても本制度の周知啓発並びに**特定保守製品の所有者登録促進**について強力に取り組んでいくこととなりましたのでご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

LPガス器具卸元へのお願い

- ・対象製品を出荷する際、販売事業者、工事業者等に対して、本制度についての周知啓発を行う。

LPガス販売事業者・工事業者等へのお願い

(対象製品を設置する場合)

- ・一般消費者へ対象製品を設置する際、本制度についての周知啓発を行い登録申請をしてもらうよう積極的に働きかける。

※既に対象製品が設置されている場合

- ・点検調査等の機会に、一般消費者へ所有者登録票有無の確認を行う。所有者登録票をお持ちであれば、そちらを使って登録、申請をしてもらう。または、お客様から了解を得て代行記入し返送を行う。
 - ・所有者登録票を紛失している場合には、販売業者等で**特定保守製品登録はがき付きチラシ**を活用し登録申請をしてもらう。(登録はがき付きチラシは別添 発注書により必要部数を確保して下さい。)
 - ・パソコンデータ等により登録の有無について、可能な範囲で管理を行う。
- (注意) アパートなどの場合は所有者がオーナーの場合は、オーナーに所有者登録をしていただきます。

(取り組みの背景)

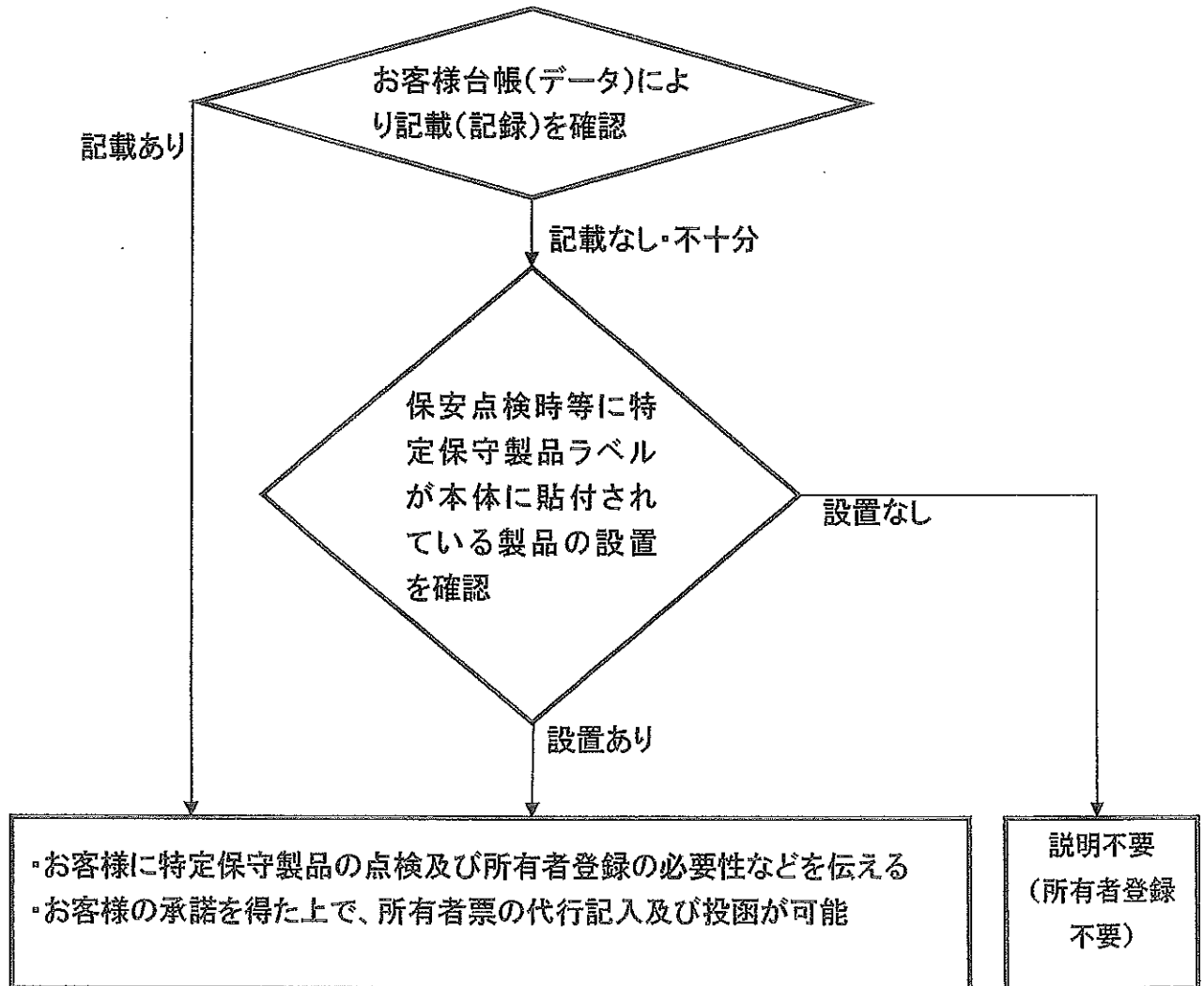
- ・本制度につきましては、施行より5年以上経過した平成27年に入っても所有者票の登録率が低く、中でもLPガスは30%で、都市ガスの約50%(ブランド品含む)に比べ低い状況にあったことを受け、経済産業省ガス安全室においては、平成27年度の液化石油ガス販売事業者等保安対策指針に本制度の項目を掲げ、LPガス販売事業者に対し、所有者登録率向上に向けた対応、協力等を図るよう求められております。
- ・経済産業省では、本制度の所有者登録が、現在全体で4割以下にとどまっていることから、**登録を促すために、販売事業者への立入検査を強化する方針**を固め、平成27年5月22日に開催された製品安全小委員会にて発表されました。
- ・平成28年度における全L協の全国的な取り組みとして「ガス安全応援推進運動全 “すべてはおお客様の安心のために”」においても具体的推奨事項として対応することとなっております。LPガス販売事業者並びに工事業者については、特定保守製品を販売する(引渡す)場合は、お客様(所有者)に所有者表に記載されている内容を説明する義務があります。

※詳細、添付資料等詳しくは協会ホームページLPガス部会にも掲載しております。

【参考】

特定保守製品の所有者登録のフローチャート(例)

- 平成21年4月1日以降に製造・輸入された特定保守製品(LPガス用は、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま)の販売または設置の有無を確認する。



※ 自社で特定保守製品を販売していて、お客様が所有者票を送付(所有者登録)していない場合は、所有者票に記載されている内容を説明する義務がある。

※ 特定保守製品を販売していない場合においても、LPガスを供給していれば、お客様に特定保守製品の点検及び所有者登録の必要性などを伝える責務がある。

※ 本制度施行日(平成21年4月1日)より前に製造・輸入された対象製品についても、製造事業者(メーカー)に問合せいただければ、点検可能である旨をお客様(所有者)に伝える。

重要なお知らせ

長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けて

「**長期使用製品安全点検制度**」は、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが高い9品目を**特定保守製品**とし、製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止する制度です。

長期使用製品安全点検制度ガイドラインが改定されました。

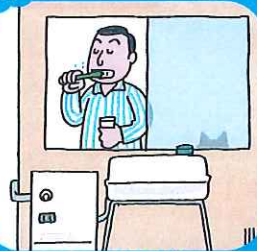
改定ガイドラインは、経済産業省ホームページからダウンロードできます。http://www.meti.go.jp/product_safety/

- ◆ 所有者登録を行う際に必要事項を記入する「所有者票」等には、**黄色系の目立つ色**の使用を推奨しています。
- ◆ 事業者は本制度の周知にあたって、本制度の**統一ロゴマーク**や**経済産業省のロゴマーク**等を使用することができます。
- ◆ 所有者票の様式例を追加しました。
- ◆ 所有者の承諾があれば、販売者等が**所有者票の代行記入**を行うことができます。



対象製品
(特定保守製品)

石油



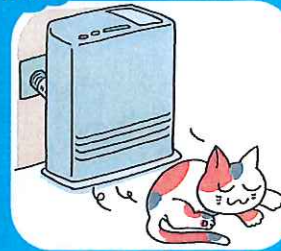
石油給湯機

石油



石油ふろがま

石油



FF式石油温風暖房機

電気



ビルトイン式電気食器洗機

電気



浴室用電気乾燥機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)

ガス



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

「特定保守製品」の販売事業者・関連事業者の皆様へ

販売事業者等

特定保守製品の販売事業者、特定保守製品を設置した住宅生産者(建築請負業者)、不動産販売業者、リフォーム業者等

- 販売事業者等は、特定保守製品を購入者(所有者)に引渡す際に、所有者票に記載されている事項を説明する義務があります。
- 特定保守製品の設置・修理等を他の事業者へ委託等する場合は、その事業者に対し、本制度の所有者への説明等により、所有者情報の登録促進に取り組んで頂くようご周知下さい。

関連事業者

特定保守製品の設置・修理事業者、不動産取引仲介事業者、ガス・電気・石油供給事業者等

- 関連事業者は、特定保守製品の点検、所有者情報の必要性などを所有者に伝える義務があります。
- 販売事業者等から委託等を受けて特定保守製品の設置・修理等を行う事業者は、販売事業者等に協力して、本制度の所有者への説明等より、所有者情報の登録促進に取り組んで下さい。

<所有者情報の登録促進に向けた取り組み事例>

- 例1 「工事作業明細書」の中に本制度のチェック欄を設け、設置事業者が工事終了後に、本制度を説明したこと等を所有者に確認し、チェック欄に記入した上で販売事業者等に提出する。
- 例2 新築住宅を所有者に引き渡す際に、「建築工事完成引渡確認書」の中で、特定保守製品の存在、本制度の説明の有無、所有者票の提出の有無(代行記入の有無)等について住宅総合メーカー(建築請負業者)と所有者が双方で確認する。

1 販売者又は委託を受けた事業者は、対象製品を購入した所有者に、点検制度について説明を行います。

2 所有者は、対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。

販売事業者等及び関連事業者は、所有者の承諾を得た上で、所有者票の代行記入及び投函が可能です。

3 所有者票を返送します(メーカーが所有者登録)

特定保守製品 購入から点検までの流れ



6 点検を受けます



※点検は有料です

5 メーカーに点検を依頼します



4 点検時期が来たらメーカーから所有者に通知が届きます



本制度のお知らせは **経済産業省** ホームページでご覧頂けます

製品安全ガイド

http://www.meti.go.jp/product_safety/ もしくは 製品安全ガイド

検索

法律で定められていますので ご注意ください！
所有者情報の提供は所有者の責務です!!

もうお済みですか？

屋内式ガス湯沸器・ふろがまの

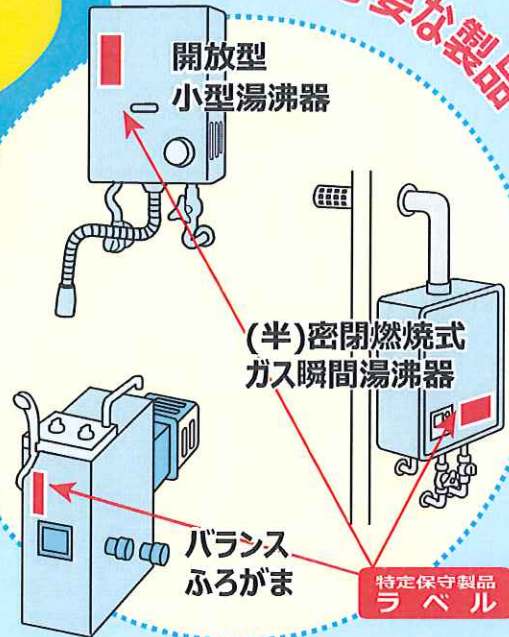
所有者登録！



2009年4月以降に製造された、屋内式ガス湯沸器やふろがまは、経年劣化による事故を防止するため、定められた時期に点検を受ける制度（特定保守製品安全点検制度）の対象となっています。そのため所有者は所有者登録をすることが求められています。

安全のため、必ず所有者登録をしましょう。

登録が必要な製品



上記屋内式ガス機器が対象で、特定保守製品ラベルが製品本体に貼られています。

登録はこのハガキを投函するだけ!!

購入時に製品に同梱された登録用ハガキをお持ちの場合は、そちらをご利用ください。

特定保守製品ラベル(例)

特定保守製品	
・製品名	ABC-DEF
・特定製造事業者等名	〇〇〇〇株式会社
・製造番号	11.01.00001
設計標準使用期間	10年
・点検期間	2019年1月から2020年12月
・問い合わせ連絡先	〇〇〇〇お客さま連絡センター 0120-0000-000

製品に貼られたラベルを見てハガキにご記入ください。

〈キリトリ線〉

郵便はがき

1 0 1 - 0 0 4 6

料金後納郵便
神田郵便局

有効期限
平成30年 2月まで

(受取人)
千代田区神田多町2-11

日本ガス石油機器工業会
所有者登録係



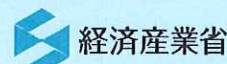
製品情報欄

ガス種 都市ガス LPガス

製品(型式)名	
特定製造事業者名 (記入方法) ■←塗りつぶしてください	<input type="checkbox"/> ガスター <input type="checkbox"/> 長府製作所 <input type="checkbox"/> パーパス <input type="checkbox"/> リンナイ <input type="checkbox"/> 世田谷製作所 <input type="checkbox"/> ノーリツ <input type="checkbox"/> パロマ <input type="checkbox"/> タイヘイ <input type="checkbox"/> ハーマン <input type="checkbox"/> モリタ工業
製造番号	
所有者票の記入者	<input type="checkbox"/> お客さま <input type="checkbox"/> 代行者

ガス事業者の情報欄

ガス事業者名	
電話番号	
記入日	20 年 月 日



JGIA 日本ガス石油機器工業会

本チラシに関する問い合わせ先 03-3252-6101

この登録ハガキ付きチラシは、経済産業省からの要請に基づき(一社)日本ガス石油機器工業会が協力、提供しています。

所有者登録から 点検までの流れ

投函していただいたはがきは、それぞれの製品のメーカーに送付され、製品の所有者登録が行われます。点検の時期が来た時に、メーカーから点検の案内を行う際の大事な情報として適切に管理されます。



はがきに記入して投函、所有者登録をします。



点検時期が来ると案内が送られてきます。



点検をします。(有償)



点検、登録についてのお問い合わせは各メーカーまでお願いします。

特定製造事業者等の連絡先

(株)ガスター	点検センター	0120(642)109
(株)世田谷製作所	営業部管理課	03(3707)5531
(株)タイハイ	本社	0256(92)7788
(株)長府製作所	点検連絡窓口	0120(921)971
(株)ノーリツ	コンタクトセンター	0120(911)026
(株)ハーマン	点検受付センター (旧社名 ハーマンプロ)	0120(780)137
パーパス(株)	点検受付センター (旧社名 高木産業)	0120(323)884
(株)パロマ	お客様センター	0120(378)860
モリタ工業(株)	サービス課	0120(446)252
リンナイ(株)	製品点検センター	0120(493)110

所有者登録のお願い

●登録について

点検制度対象製品には、所有者票と呼ばれるはがきが同梱されており、購入時に所有者情報をご記入の上、登録いただくこととなっています。

この度、経済産業省より要請があり、製造事業者及びガス事業者より未登録の方へ登録のお願いをしております。

何とぞご協力をお願いします。

参考：点検制度に関する経済産業省 関連サイト

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

●個人情報の取り扱いについて

所有者登録を頂いた個人情報は、消費生活用製品安全法・個人情報保護法により、適切な管理のもと、特定製造事業者に届けられ、適切な時期の点検やリコール等、製品安全に関する重要なお知らせ以外に使用しません。

〈キリトリ線〉

必ずご記入ください

所有者情報記入欄


楷書で、はっきりと見やすい字でご記入をお願いします。点検の時期が来ましたら、こちらに案内をお届けします。

フリガナ		
お名前 (法人名)		
ご住所	〒	都道 府県
	アパート・マンション名	
		号室
電話番号	—	—

※所有者が法人の場合は法人名をご記入ください。

※電話番号も必ずご記入ください。

特定保守製品 登録ハガキ付きチラシ発注書

FAX  **0120-301817** ●ご不明な点はお問合せください。
TEL 052-262-1006
(担当：中島・玉木)

※番号はおかけ間違いのないようご注意ください。

(株) 荒川印刷JGKA登録ハガキ付きチラシ受注係宛て

※H28.2月下旬より順次発送の予定です

ガス事業者

荒川印刷(チラシ受注・発送)

ガス事業者

下記の内容でチラシを希望しますので、ご手配をよろしく申し上げます。

ご発注担当者様(連絡先) ※必須

発注日 20 年 月 日

フリガナ ※必須		事業区分 ※必須
会社名		<input type="checkbox"/> LPガス関連 <input type="checkbox"/> 都市ガス関連 <input type="checkbox"/> 簡易ガス関連
ご部署名		
ご担当者名 ※必須		
お電話番号 ※必須		FAX番号 ※必須
ご住所 (お届け先) ※必須	〒 都道 郡区 府県 市	

ご希望内容(100部単位)注

啓発ツール名	ご希望部数	備考
ハガキ付き登録チラシ	00部	

注：100部を原則としますが100部以下ご希望の場合でも対応いたします。

連絡欄(FAXのみ) 荒川印刷記載

FAX受領しました 受領日 月 日	担当
連絡欄	<input type="checkbox"/> 発送予定日等

定期保安点検時 所有者登録スキーム (概念図)

